

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 2月13日

宇治市長 松村 淳子
(担当課：契 約 課)

記

業務名	宇治市学校給食センター機械警備委託業務		
業務場所	宇治市学校給食センター		
委託期間	令和8年3月18日 ～ 令和12年2月28日 1444日間		
業務概要及び条件	宇治市学校給食センター機械警備委託業務		
予 定 価 格	¥1,636,800 (税込)	最低基準価格	¥1,145,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～③の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録（京都府内本店・支店・営業所） ②警備業法認定業者 ③機械警備業務実績（元請、過去10年以内）			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和8年2月19日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和8年3月11日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	有 (47回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。 本件は長期継続契約対象案件です。予定価格は4年分の合計金額です。 参考図面については入札通知時に配付します。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。

令和8年2月13日（金）午前9時から

令和8年2月26日（木）午後5時まで

- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

仕 様 書

NO. 1

1. 委 託 業 務 名 宇治市学校給食センター機械警備委託業務
2. 委 託 業 務 場 所 宇治市学校給食センター
京都府宇治市五ヶ庄三番割25番38
3. 業 務 委 託 の 期 間 契約締結日から令和12年2月28日まで。
4. 業 務 委 託 の 内 容 等
 - a. 方 法 監視機械の設置による監視、監視機械の異常通報時の緊急出動方式。
 - b. 業 務 の 種 類 及 び 概 要
 - ① 防 犯 …… 監視機械で『異常通報』があった場合、その受信の時から25分以内で可能な限り速やかに、当該現場に警備員を到着させること。
現場確認後、必要に応じ警察機関への通報。
学校給食センター管理職員への即時通報、その他必要な措置を行うこと。
 - ② 火 災 異 常 …… 自動火災報知設備の異常を監視機械で感知した場合、25分以内で可能な限り速やかに、当該現場に警備員を到着させ、異常があれば消防機関へ通報する。
現場確認後、学校給食センター管理職員への即時通報、その他必要な措置を行うこと。
 - ③ 設 備 異 常 …… 監視機械で『異常通報』があった場合、その受信の時から25分以内で可能な限り速やかに、当該現場に警備員を到着させること。
現場確認後、学校給食センター管理職員への即時通報、その他必要な措置を行うこと。
 - ④ 監 視 機 械 …… 本体は、学校給食センター職員事務室に設置する。
 - ⑤ 設 置 等 …… 警備業務実施の為に必要な機器の設置・配線・配管の新設及び撤去等は業務受託業者の費用において行い、施設等に損傷を与えた場合は、現状に復旧すること。なお設置された機器等については、異常のある場合には、速やかに改修を行い現状に復旧すること。なお復旧に要する費用は業務受託業者の負担とする。
また、改修等の工事により一時的に機器及び配線を撤去した場合は、指定する日時までに、遅滞なく再設置すること。なお、この場合の費用負担については別途協議するものとする。

c. 業務提供の時間帯

① 防 犯

毎日17:15～翌日8:30

国民の祝日に関する法律に規定する日、土曜日、日曜日、学校給食センターの指定する日、及び12月29日～1月3日までの日は、8:30～17:15を追加する。

② 火 災 異 常

毎日終日（24時間体制）

③ 設 備 異 常

毎日終日（24時間体制）

d. 施設管理の領域

① 防 犯

別紙に指定する施設

② 火 災 異 常

火災報知機の設置された施設全域

③ 設 備 異 常

防災監視盤に設置された信号の取出しが可能な設備

5. 特 記 事 項

a. 支 払 い 方 法

前払は行わない。部分払については月払いとし、契約金額の48分の1相当額を令和8年3月分からの請求に基づき支払う。端数が生じる場合は最終時に調整するものとする。

b. 機 械 警 備 の 要 領

端末機器設置――→受信装置――→緊急対処

c. 機 械 警 備 計 画 書 の 提 出

業務受託業者は、本契約後、仕様書に基づき、警備計画書を提出し、学校給食センターの担当職員に承認を得ること。

d. 損 害 賠 償

業務受託業者の過失により生じた損害賠償の額は、1事故について10億円を限度とする。

e. 譲渡及び部分委託の禁止

この業務の権利を第三者に譲渡し、又は警備業務の処理を第三者に委託してはならない。

f. 報 告

業務受託業者は各月の警備業務の提供を完了したときは、警備実施報告書を担当課に作成の上、翌月の7日までに提出しなければならない。

ただし、異常があった場合は、その都度可能な限り速やかに、担当課に詳細な報告書を提出すること。

g. 警 備 方 法

電話利用方式とする。

h. そ の 他

この宇治市学校給食センター機械警備業務に疑義及び内容の変更が生じた場合は、双方協議して、協定事項として確認する。

また、契約の変更が必要な内容については変更契約の締結を行うため、誠実に対応すること。

警備業法、その他法律を遵守すること。

6. センサー設置予定 場所

空間センサーは別紙の赤で示している範囲を警戒できる場所に設置すること。

警報センサーは別紙の青で示している範囲を警戒できるように設置すること。

なお、設置箇所の詳細については現地確認のうえ、学校給食センター管理職員と協議を行うこと。